

過誤請求になりやすい事例

過去の請求実績から、過誤請求になりやすい事例を御紹介します。

介護給付費の算定を適切に行うため、国民健康保険団体連合会（国保連）への請求時には御留意ください。

医療保険と介護保険の重複請求

月途中の入院があったが、1ヶ月分として介護保険の請求をしてしまった。/入院している日数と重複して福祉用具貸与を算定してしまった。

➡ 入院先から、正確な入院日と退院日の情報提供を受けてください。特に、居宅介護支援事業所は福祉用具貸与事業所へ忘れずに情報提供をしてください。

介護給付費請求明細書について、給付費明細欄の「回数」と給付費請求額集計欄の「サービス実日数」には、実際にサービスを実施した回数や日数を記載してください。



軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与

軽度者に係る福祉用具貸与は、サービス提供時の直近の認定調査の基本調査項目が決められた条件を満たしている、または小樽市に「軽度者に対する福祉用具貸与の例外適否の確認について（確認依頼申請書）」を提出し認められることが条件となっているが、どちらも満たさないまま福祉用具貸与を行っていた。

➡ 福祉用具貸与前に条件を必ず確認してください。必要があれば小樽市に「軽度者に対する福祉用具貸与の例外適否の確認について（確認依頼申請書）」を提出してください。

居宅介護支援請求の請求誤り

給付管理票に記載されているサービス事業所の実績が存在しないのに、居宅介護支援費を請求していた。

➡ サービス事業所が未請求又は返戻により月遅れ請求になっている場合も考えられますので、各事業所に状況を確認してください。

小樽市では給付適正化事業として、請求の正当性について疑義が生じた事業所へ照会をしています。事業所では『請求済み』と回答された場合でも、①実際は請求したことになっていなかった ②請求内容に不備があり返戻になったことに気付かなかったなどの理由で実際には『国保連から支払いがされていない』事例が多くみられます。そのため、毎月の請求状況や国保連からの介護給付費等支払決定額通知書や返戻一覧表等を必ず確認していただき、給付管理票の修正が必要な場合は、居宅支援事業所のケアマネジャーとやり取りして、忘れずに再請求してください。

介護給付費の請求に誤りがあった場合について

介護給付費の請求を誤った場合には、次の2つの方法により是正が必要となります。

- 過 誤** 国保連の審査が通った請求について、介護給付費過誤申立書を保険者へ提出し、当該請求が取下げとなってから、正しい請求内容で国保連へ再請求します。
- 返 戻** 国保連の審査の時点で内容に不備が見つかり請求が通らなかったものとなります。この場合は、返戻となった要因を是正のうえ国保連へ再請求してください。
(返戻となったものは、保険者へ請求が来ていないため、過誤による取下げはできません。)

～過誤の流れについて～

- ① 保険者へ介護給付費過誤申立書を提出する。
 - ・原則、月末までに受理したものを、翌月の月上旬に小樽市から国保連へ取下げ依頼します。
 - ・請求が通る前の過誤申立書の提出はお控え願います（返戻となる場合があるほか、小樽市での請求内容の確認ができません）。
 - ・サービス種類（サービス種類の名称又はサービス種類コード2桁）の記載漏れが散見されますので忘れずに記載してください（例：訪問介護の場合は、「訪問介護」又は「11」と記載）。

提出先に注意！

介護保険サービス → 小樽市福祉保険部介護保険課給付・認定グループ
総合事業 → 小樽市福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアグループ
みなし2号の方の介護扶助 → 小樽市福祉保険部生活支援第1課医療係
※ 異なる提出先の請求は申立書を分けて作成してください。



- ② 請求が取下げとなった後、正しい内容で再請求する。
 - ・国保連で取下げの審査完了後に再請求を行ってください（取下げ完了前に再請求した場合、請求重複により返戻となります）。
- ※国保連の請求や取下げの審査が通ったかについては、小樽市では把握し兼ねますので、国保連へお問い合わせください。取下げについては過誤決定通知書により通知があるようですが、請求については通知が無い場合があるようなので、国保連からの入金等により確認してください。

～返戻の流れについて～

- ① 返戻の理由を確認する。
 - ・小樽市へ情報が提供されないため、詳細について不明な場合は国保連へお問い合わせください。返戻事由エラーコードを確認することで、原因を絞り込むことが可能です。
 - ・返戻理由は大きく分けて、「事業所の請求の記載内容や記載箇所が異なるもの」と「保険者が国保連へ提供している受給者情報と一致しないもの」が想定されます。後者の場合は、保険者へ事前に相談のうえ、国保連への請求内容を御提示いただければ、保険者で把握している情報と一致していない箇所を確認します。
- ② 正しい内容で再請求する。

返戻の理由によっては再請求のタイミング等調整が必要！

- ・給付管理票と不一致の場合は、居宅介護（介護予防）支援事業所と調整が必要な場合があります。
- ・保険者の受給者情報に誤りがある場合は、再請求のタイミングについて保険者へ御相談ください。

重要! 令和6年度報酬改定に伴う経過措置期間の終了

令和6年度報酬改定に伴う下記の経過措置期間が令和7年3月31日で終了するため、対象となるサービス種別においては、令和7年4月1日から届出項目が追加になります!

届出項目	小樽市が指定する対象サービス種別
業務継続計画策定の有無	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 小樽市訪問型サービス（独自）
身体拘束廃止取組の有無	・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 小規模多機能型居宅介護

※上記のほか対象となるサービス種別がありますので、詳細は小樽市ホームページを御覧ください。

これらの項目は、国保連のシステムの仕様上、**当初の設定が「減算型」となるため、要件を満たしている場合は、「基準型」へ変更する必要があります。**

小樽市の指定を受けている事業所において届出が必要な場合は、提出書類の様式が一部変更になっていますので、必ず小樽市ホームページに掲載されている新しい様式を使用してください（メールでもお知らせしています）。



提出期限：令和7年4月1日（火）まで

◆地域密着型サービス事業所の指定内容の変更・加算の届出について／小樽市

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200177/>

◆介護予防・日常生活支援総合事業の加算等の届出について／小樽市

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110400253/>

なお、全ての介護サービス事業所において、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる**重要事項等をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）に掲載・公表することの経過措置期間も終了になりますので、急いで御準備を!**

令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る計画書の提出期限について

厚生労働省より『介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出について、令和7年4月及び5月分を算定する場合は、**令和7年4月15日までに行うこととする**』と示されました。

小樽市の指定を受けている事業所については、メールでお知らせしていますので御確認いただき、上記期日までに提出してください。

国からたくさんの通知が出ますので、みなさまも介護保険最新情報をチェックしてください。



◆介護保険最新情報掲載ページ／厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

シリーズ8 要介護認定！

「寝返り」



介護給付適正化情報 vol.8 で小樽市の特徴としてお知らせしました、「寝返り」の調査項目のうち「つかまれば可」を選択する率が比較的高いことについて、最新の業務分析データ(R5.4.1～9.30申請分)が提供されましたので、改めてお知らせします。

介護給付適正化情報 vol.8 でのデータ(R3.4.1～9.30申請分)では、寝返りの調査項目における「つかまれば可」の選択率は、全国 53.4%、北海道 57.1%、小樽市 68.7%でしたが、最新のデータでは全国 54.3%、全道 58.1%、小樽市 62.3%となりました。前回に比べ差は縮まりましたが、依然として寝返りにおける「つかまれば可」の選択率は全国、全道と比較して高いことがわかります。

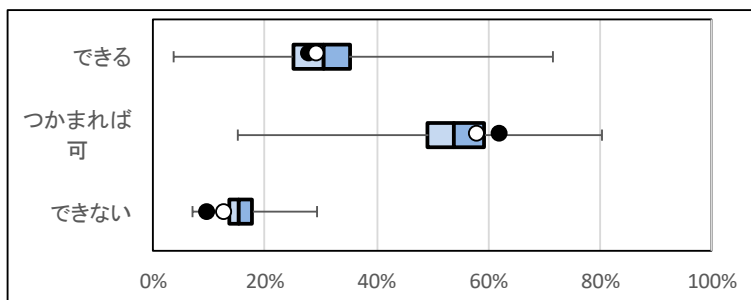
この結果が正しい選択に基づいたものであれば問題ありませんが、全国とはやや偏りがあると認識していただき、今後も適宜「認定調査員テキスト（2009改訂版）」を確認しながら、適正な認定調査を行っていただきますようお願いいたします。

(●が小樽市)

(2) 調査項目別選択率(第1群: 身体機能・起居動作)

1-3_寝返り

選択肢	小樽市	北海道	全国
できる	1,093 28.1%	37,601 29.2%	773,413 30.7%
つかまれば可	2,424 62.3%	74,876 58.1%	1,366,611 54.3%
できない	376 9.7%	16,440 12.8%	378,143 15.0%



500件以上送信自治体				
最小値	第1四分位点	中央値	第3四分位点	最大値
3.7%	25.0%	30.4%	35.1%	71.6%
15.2%	49.2%	53.7%	59.3%	80.4%
6.9%	13.5%	15.4%	17.7%	29.4%

介護給付費算定に係る体制状況一覧表の記載方法について 【変更になっています！】

加算の届出時に提出が必要な「体制状況一覧表」については、「変更する項目のみ」□を■にして、提出してください。

また、1ページ目の『事業所番号』『地域区分』や『提供サービス番号』『区分』の欄の記載漏れも多く見られますので、忘れずに記載してください。



(別紙1-3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)

事業所番号を入力してください。

小樽市は「5 その他」に該当。□を■にしてください。

変更する項目のみ、□を■にしてください。

人員配置区分	その他該当する体制等	LIFEへの登録	割引
地域区分	☐ 1 1級地 ☐ 2 2級地 ☐ 3 3級地 ☐ 4 4級地 ☐ 5 5級地 ☐ 6 6級地 ☐ 7 7級地 ☐ 8 8級地 ☐ 9 9級地 ☒ 5 その他	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
要介護状態継続計画策定の有無	☐ 1 減算型 ☒ 2 基準型	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
特別地域加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	☐ 1 非該当 ☐ 2 該当	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
中山間地域等における小規模事業所加算 (設備に関する状況)	☐ 1 非該当 ☐ 2 該当	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
緊急時対応要員加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算1 ☐ 3 加算2	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
特別管理体制	☐ 1 対応不可 ☐ 2 対応可	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
ターミナルケア体制	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
総合マネジメント体制強化加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算1 ☐ 3 加算2	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり

届出するサービス番号について □を■にしてください。

届出する施設等の区分について □を■にしてください。

76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1 一体型

2 連携型

その他の日常生活費に係る Q&A の一部改正について

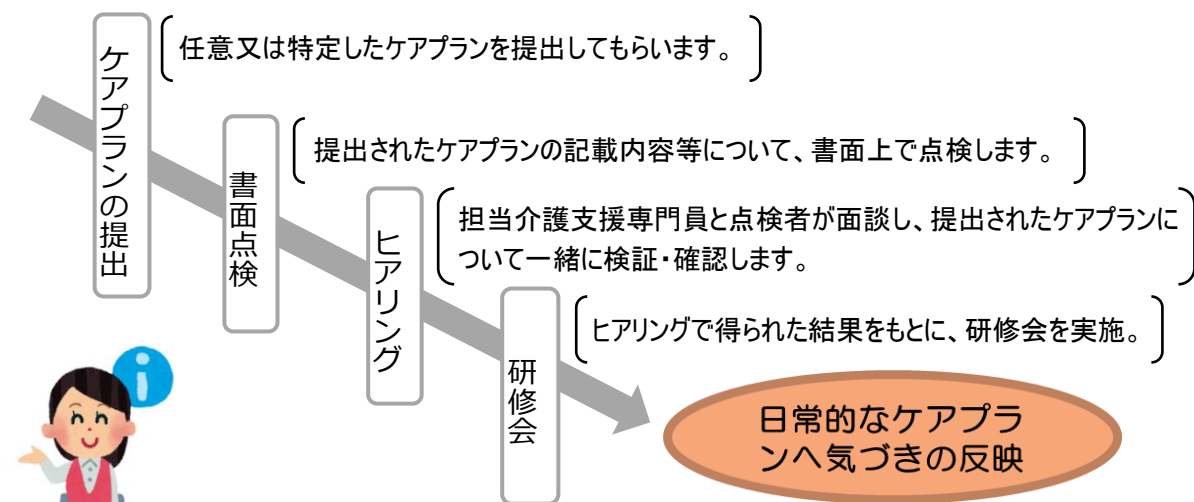
令和 7 年 2 月 13 日付の事務連絡で厚生労働省老健局高齢者支援課ほかより「「その他の日常生活費」に係る Q & A について」の一部改正についての通知がありましたので、御確認ください。また、利用料のほかに利用者から支払いを受けることができるものについては「利用料の受領等」の欄にて定めがありますので、御一読いただき、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」において、光熱水費等に相当する額を徴収できるサービス種別が定められておりますので、併せて御確認ください。

令和 7 年度のケアプラン点検について

小樽市では平成 28 年度から介護給付適正化事業として実施し、「自立支援に資するケアプランになっているか」を点検の軸にして、点検者が介護支援専門員と一緒に様々な視点からケアプランを検証しています。

これまでは、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を対象としていましたが、令和 7 年度より認知症対応型共同生活介護事業所の介護支援専門員も対象とする予定ですのでお知らせします。

小樽市において点検を行う事業所を抽出し、7 月頃に対象事業所へ御案内する予定です。流れについては以下を御参照ください。



介護支援専門員や保健師、理学療法士等と一緒にケアプランの内容を確認することで、ケアプラン作成における視点や方法等について、自身の強みや弱みなど多くの「気づき」を得ることができます。一緒に資質向上を目指しましょう！

事故報告書の様式変更について

令和 7 年 1 月より、事故報告書の様式が変更となりました。

新様式には、「6 事故発生後の状況」に担当者様の氏名や連絡先を記載する欄がありますので、必ず御記載をお願いします。

◆介護サービス事業者における事故報告について／小樽市

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200184/>



加算・減算

令和6年度に新設された

高齢者虐待防止措置未実施減算

減算の適用にかかる要件等について解説していますので、自主点検をしてください。

減算の概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

単位

所定単位数から100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算。

必要な措置を講じていない場合、速やかに改善計画を都道府県知事又は市長村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事又は市長村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算。

※福祉用具貸与については、令和9年3月31日までは適用しない。

算定要件 ※運営指導で確認しますので、実施していることを記録してください。

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者置くこと。



●委員会での検討内容

- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果について評価すること

●指針の必須項目

- ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項



介護事業所の 「電子申請届出システム」の運用開始について

介護サービスに係る指定等に関する申請届出について、厚生労働省が運用する「電子申請届出システム」による受付を開始します。対象はすべての事業所です。

これにより、提出書類の印刷、郵送・持参等の必要がなくなり、ウェブ上で申請・届出を完結させることができるなど、介護事業所の文書負担軽減につながります。

【運用開始時期】 令和7年4月1日

なお、やむを得ない事情により本システム利用ができない場合は、引き続きメール、郵送等による申請・届出を受け付けますが、可能な限り電子申請届出システムの活用をお願いします。

また、令和8年4月からは、原則、電子申請届出システムを用いた申請・届出としますので、令和7年度中に必要な手続きをお願いします。

【電子申請届出システムで受付できるもの】

- ◆新規指定申請、指定更新申請
- ◆変更届出
- ◆廃止・休止・再開届出
- ◆介護給付費算定に係る体制届出



電子申請届出システムを利用するには、G ビズ ID アカウントの取得が必要となります。

※G ビズ ID アカウントの取得は2週間程度かかりますので、利用に合わせてお早目に申請してください。

これらの電子申請届出に関する内容を小樽市ホームページに掲載していますので、下記のURLから御確認ください。

◆介護事業所の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について／小樽市

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025012900016/>

上記以外の書類（事故報告書、協力医療機関に関する届出書、自己評価・外部評価、運営推進会議録等）で、書面での提出や押印を求めているものは、原則、メールでの提出をお願いします。上記の書類を電子申請によって提出できない場合も、同様の対応をお願いします。

〔発行〕小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL (0134)32-4111(内線 484) FAX (0134)27-6711 E-mail / kaigo@city.otaru.lg.jp